

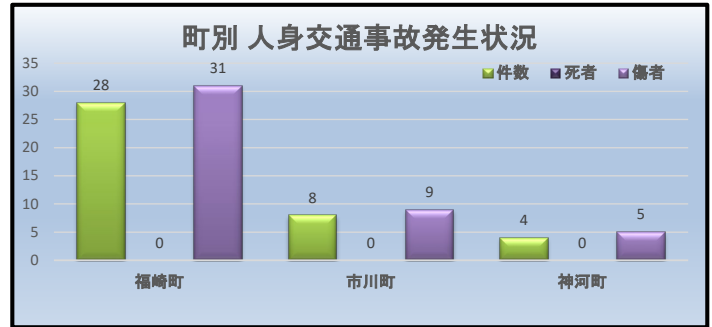
交通事故概況

[福 崎 警 察 署]

(令和8年6月末)

1 交通事故発生状況

	総数 (人+物)	人身	死者	傷者	物件
県下	74,458	6,665	60	7,759	67,793
増減		-258	18	-436	2,168
管内					
1月	101	5	0	5	96
2月	96	6	0	8	90
3月	107	7	0	7	100
4月	79	7	0	7	72
5月	84	4	0	6	80
6月	102	11	0	12	91
7月	0				
8月	0				
9月	0				
10月	0				
11月	0				
12月	0				
今月	569	40	0	45	529
増減	22	-11	0	-20	33
前年	547	51	0	65	496
同月					
前年総数	1,166	104	1	130	1,062



2 管内の事故分析

当事者種別

車両	合計	自動車	自動二輪	原付	特定小型	自転車	歩行者	その他
当事者								
第一当事者	40	35	0	4	0	1	0	0
第二当事者	40	23	3	0	0	6	5	3

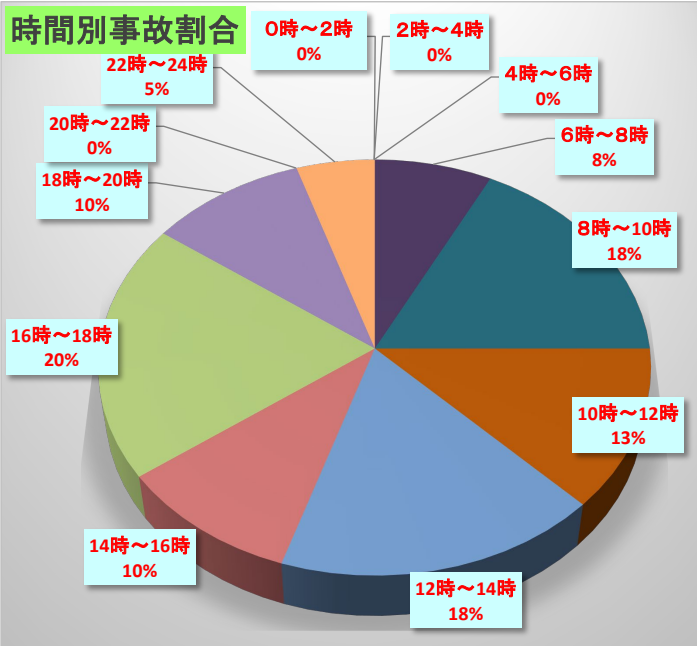
道路別

区分	合計	国道	県道	市町道	その他
年					
令和8年	40	5	10	19	6
令和7年	51	9	18	22	2
増減数	-11	-4	-8	-3	4

年齢別

年齢	合計	15歳以下	16～24歳	25～64歳	65歳以上
当事者					
第一当事者	40	1	5	22	12
第二当事者	40	2	3	25	10

時間別事故割合



交通安全〇×クイズ

① 自転車では並進走行しても良い。

② 特定小型原動機付自転車は、制限なく歩道通行できる。

※ 特定小型原動機付自転車に関するリンク先→
答えは、一番下に記載しています。



自転車等の交通事故防止のための規定の整備

2026年4月1日
施行予定

2026年4月1日から

～ 自転車への **青切符** の導入！ ～
交通反則通告制度 対象は **16歳以上** !

自転車の一定の交通違反に交通反則通告制度を導入すること等を内容とする「道路交通法の一部を改正する法律（令和6年法律第34号）」が令和8年4月1日から施行され、自転車の交通違反の取締り手続きが変わります

反則金 **12,000円**

携帯電話の使用等（保持）

反則金 **7,000円**

遮断踏切立入り

反則金 **3,000円**

二人乗り 並進

反則金 **6,000円**

信号無視
(赤色等)

通行区分違反
(車道の右側通行・歩道通行等)

反則金 **5,000円**

一時不停止

イヤホンの使用

※ 必要な音が聞こえないなどの場合



酒酔い運転・酒気帯び運転、妨害運転といった重大な違反は、反則行為に該当せず、これまでと同様に刑事手続きにより処理されます

を走行して下さい

クイズの答え: ①...× ②...×